

事業主各位



令和3年1月

高田労働基準協会 会長  
建設業労働災害防止協会新潟県支部高田分会 会長

## 職長・安全衛生責任者(建設業) 能力向上教育について

建設業における職長等の能力向上教育及び安全衛生責任者の能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2及び厚生労働省通達(平成29年2月20日付基発0220第3号厚生労働省労働基準局長通達)により、概ね5年ごと及び機械設備等の大幅な変更があったときに、教育を受けさせる必要があります。

つきましては、建設業労働災害防止協会新潟県支部高田分会と共催で当該能力向上教育を実施しますので、該当する職長・安全衛生責任者は受講されますよう、ご案内申し上げます。

### 記

1 受講資格 職長及び安全衛生責任者教育を受講後、概ね5年以上経過された方。  
なお、平成17年以前に教育を受けた方は、「危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)」が科目不足となっている場合があります、受講資格は有りませんので、ご留意ください。

2 日 時 令和3年8月24日(火) 8時50分～

3 会 場 上越人材ハイスクール(上越市高土町3-1-15) 2F 視聴覚室

#### 4 申込方法

##### (1) 受講料

会 員 ￥8,250 (テキスト代含む) (建災防会員・基準協会会員のいずれか)

非会員 ￥13,200 (テキスト代含む)

なお、申込後のキャンセルや途中欠席などの場合でも受講料は返却できません。

##### (2) 申込先

別添(裏面)の申込書に受講料の振込領収書(写)添付して申込下さい(FAX可)。

高田労働基準協会

☎ 025-523-9595

FAX 025-522-9599

〒943-0803

上越市春日野1-5-10

##### (3) 受講料振込先

第四北越銀行高田営業部 普通口座No.1807300

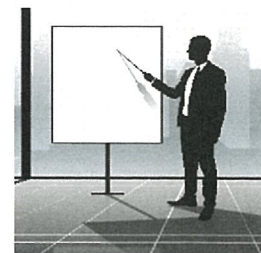
名義人:高田労働基準協会事務局

##### (4) 定 員

30名 定員なり次第申込締切とさせていただきます。

申込の際、事前に定員状況をご確認ください。

申込締切日
令和3年8月10日



#### 5 講習科目

##### (1) 学 科

① 職長・安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること 2時間

② 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 1時間

③ 危険性又は有害背等の調査(リスクアセスメント)に関すること 30分

##### (2) グループ演習

災害事例研究・危険性又は有害性等の調査及び  
結果に基づき講ずる措置など

2時間10分

裏面に続く

6 注意事項

- (1) 当日の受付は、午前8時30分～45分の間に済ませて下さい。  
会場の都合により、開錠は午前8時30分頃となりますので、ご注意ください。
- (2) 受講票は発行しませんので了承願います。
- (3) 昼食は各自準備して下さい。

7 講習修了証の交付

講習終了時に交付しますが遅刻等で一部でもカリキュラムを欠席された方は交付いたしません。

## 「職長・安全衛生責任者能力向上教育」申込書

ふりがな 受講者名	生年月日	住 所	受講番号  *記入 しないで 下さい
	昭和・平成 年 月 日生		
	昭和・平成 年 月 日生		
	昭和・平成 年 月 日生		
	昭和・平成 年 月 日生		

\* 「職長・安全衛生責任者教育」修了証(写)を必ず添付してください。

会員 ・ 非会員      いずれかに○印を付して下さい。

年 月 日

事業所の名称

☐

高田労働基準協会長 殿 事業所の所在地

事業者職氏名

☐

ご担当者名：部署

\* ご記入いただいた個人情報は本教育及び修了証の管理以外には使用しません。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

建設業における職長等及び安全衛生責任者の  
能力向上教育に準じた教育について

建設業の職長等の能力向上教育に準じた教育及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育については、安全衛生教育推進要綱（平成 3 年 1 月 21 日付け基発第 39 号）（以下「推進要綱」という。）別表の 2 の（3）及び（5）において示されているところである。

建設業における労働災害防止を推進する上で、職長等及び安全衛生責任者の果たすべき役割はますます大きくなっていることから、今般、推進要綱に基づき、建設業の職長等の能力向上教育に準じた教育等の詳細について下記の通り定めたので、了知するとともに、当該教育を実施する事業者及び安全衛生関係団体等に対して必要な指導援助を行うよう努められたい。

なお、建設関係団体、安全衛生関係団体等あて別紙のとおり通知したので、併せて了知されたい。

記

- 1 建設業に係る事業者は、職長等の職務に従事する者について、職長等の職務に従事することとなった後概ね 5 年ごと及び機械設備等に大幅な変更のあったときに、建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じた教育（以下「職長等能力向上教育」という。）を受けさせるものとする。また、安全衛生責任者の職務に従事する者についても、同様に安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を受けさせるものとする。
- 2 職長等能力向上教育のカリキュラムは、別添 1 によること。また、安全衛生責任者については職長が兼ねることが多いことから、建設業に従事する職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育（以下「職長・安全衛生責任者能力向上教育」という。）として実施し、そのカリキュラムは別添 2 によること。
- 3 安全衛生団体等が職長等能力向上教育又は職長・安全衛生責任者能力向上教育を行う場合は、次に掲げる者の中から講師を充てること。
  - (1) 「職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」（平成 13 年 3 月 26 日基発第 177 号）（以下「第 177 号通達」という。）の別紙 2 に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者

(2) 「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」(平成18年5月12日付け基発第0512004号)による改正前の第177号通達(以下「旧第177号通達」という。)の別紙3に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者(旧第177号通達の記の3に基づき所定の科目を修了した者を含む。)であって、第177号通達の別紙2の科目4の「(1)危険性又は有害性等の調査の方法」及び「(2)危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する科目を受講した者

(3) 建設業における安全衛生について、上記(1)(2)と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

なお、事業者が実施する職長等能力向上教育及び職長・安全衛生責任者能力向上教育についても、上記に示す者を講師に充てることが望ましいこと。

4 安全衛生団体等が実施するものにあつては、一回の教育対象人員は50人以内とすること。なお、グループ演習を行う場合は、受講者を10人以下のグループに分けること。

5 平成26年度から平成28年度に実施された「建設業職長等指導力向上事業」による職長等の再教育は、別添1の教育と同等以上の教育とみなすこと。

6 安全衛生団体等が職長等能力向上教育又は職長・安全衛生責任者能力向上教育を実施した場合には、修了者に対してその修了を証する書面を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、5年以上保管すること。